

習志野市立図書館3館(東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館)の指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市立東習志野図書館・習志野市立新習志野図書館・習志野市立谷津図書館の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1)所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
- (2)団体名 株式会社図書館流通センター
- (3)代表者 代表取締役 細川 博史

2. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

3. 指定に至る経過

- (1)申請者数 1(公募)
- (2)日程
 - ア 広報紙・ホームページへの掲載 令和3年6月15日
 - イ 募集要項の配布 令和3年6月15日～7月9日
 - ウ 応募者説明会・見学会 令和3年7月14日
 - エ 質問事項の受付 令和3年7月14日～7月16日
 - オ 質問事項の回答 令和3年7月21日
 - カ 申請書類の受付 令和3年7月28日～8月6日
 - キ 申請者面接 令和3年9月15日
 - ク 指定管理者候補者選定委員会 令和3年10月8日
 - ケ 指定管理者候補者の選定結果の通知 令和3年11月9日
 - コ 議会の議決 令和3年12月22日
 - サ 指定日(告示日) 令和3年12月24日

4. 指定理由

図書館管理運営業務の受託等を目的とする事業者で、全国各地の図書館における指定管理者としての実績を活かした管理運営が期待できる。

また、提案内容から、研修体制の充実や資格取得のための支援制度により、専門的知識を持つ職員の確保及び育成に努めていること、さらに、多様な利用者層を想定した広報や多彩な自主事業の展開を通じ、高いレベルでの図書館サービスの提供が見込まれる。

以上から、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者として指定したものである。

5. 評価表

別紙1のとおり